

# 七尾市建設工事中間検査要領

## (目的)

第1条 この要領は、七尾市建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第3条第2項による中間検査について、必要な事項を定めるものとする。

2 中間検査は、完成検査を補完するために完成時点では不可視・手直しの困難な工事などの確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 中間検査の対象工事は、工期が概ね6箇月以上で、かつ別表1に定める工事とする。

2 第1項に規定するものの他、別表2に定める工事で、監理課工事検査室長（以下「工事検査長」という。）が必要と認めた工事を中間検査の対象とする。

## (実施時期)

第3条 中間検査の実施、概ね工事の中間期又は重要構造物が隠ぺいされる前とし、工事検査長が認めた時期とする。

## (中間検査の方法)

第4条 書類検査では、施工計画の策定状況、材料及び出来形管理の実施状況について確認するものとする。

2 現地においては、七尾市建設工事検査要領に基づいて出来形の確認検査及び工事の施工状況の確認をするものとする。

3 中間検査において検査員は、出来形が設計図書等と不一致、不適合であると確認したときは受注者に対してその部分の手直しを命じ、必要な指導・助言を行うことができるものとする。

4 検査員は、当該工事について設計者又は監督員に対して指導・助言を行うことができる。

### **(他の検査との関係)**

第5条 中間検査で確認した出来形部分については、完成、出来形、完済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合は、この限りでない。

### **(中間検査の実施及手続き)**

第6条 第2条第1項で規定する工事の中間検査の実施については、検査要綱第9条に基づき行うものとし、仕様書への記載、施工条件総括表での表示、現場説明での通知等によりあらかじめ受注者へ通知するものとする。

2 監督員は、受注者に対して検査日時を通知し、関係書類の整備・検査用具の準備等の指示を行うものとする。

### **(その他)**

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項は工事検査長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

「別表 1」

## 中間検査の対象工種と実施時期

主要工種等		対象工事	工種種別及び規模等	時期	
土木 工事	共通的工種	基礎工	場所打ち杭工, 既製杭工, 深礎工, オープンケーソン基礎工, ニューマチックケーソン基礎工, 鋼管井筒基礎工	検査員との協議による	
		地盤改良工	パーティカルドレーン工, 締め固め改良工, 固結工, 先行盛土(工事竣工時に確認できないもの)		
	河川工種	水門樋門, 堰, 排水機			
	港湾, 海岸工種	ケーソン工, セルラー工, 捨石工			
	道路工種	橋梁下部工	橋台又は橋脚の高さが5m以上, 橋長15m以上又は全幅10m以上のいずれかに該当するもの		
		橋梁上部工	仮組み立て又は数値仮組立て, 支承工		
		橋梁修繕工	塗装, 耐震補強, 桁又は床版補修等で上記橋梁下部工の規模に該当するもの		
		法面工	植生工(植生基材吹付工), 法面吹付工, 法枠工, アンカー工で概ね 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの		
		トンネル工(NATM)	支保工, 覆工, インバート工		
	下水道工種	シールド工			
		中大口径(800mm 以上)推進工			
		長スパンボックスカルバート工			
		終末処理場及びポンプ場の土木施設			

「別表1」

中間検査の対象工種と実施時期

主要工種等		対象工事	工種種別及び規模等	時期
建築 工事 (改築 工事 を含む)	建築工種	延床面積(改修工事共)が概ね1,000㎡以上の建物で右記の規模に該当するもの	鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 鉄骨鉄筋コンクリート造, 大スパン構造物, 杭地業を有する工事, 山留工事を含む工事, その他構造上等で重要な工事	杭工事及び地中梁の配筋完了時,各階の配筋の建て方完了時,鉄骨工事の建て方完了時で,検査員等の協議による
	電気設備工事	建築工事に準ずる	地中埋設部及び各階の天井等隠蔽部の工事	検査員との協議による
	機械設備工事	建築工事に準ずる	地中埋設部及び各階の天井等隠蔽部の工事 床暖房配管等の工事	
	共 通		足場撤去後、確認が困難となる工事	

主要工種等	対象工事	工種種別及び規模等	時期
全工事共通	工場製作品で搬入前に性能・規格等の確認が必要で特に重要な二次製品が主たる工事		検査員との協議による
	特殊工法,新技術,新材料を採用した工事		
	工事担当課長が必要と認めた工事		

「別表2」

次の工事については、中間検査を実施することができるものとする。
1 全工事共通 (1)過去に請負った工事において、工事評定点が著しく低い点数で評価を受けたことのある受注者が受注した工事 (2)その他